

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-32	第9回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会		
開催日時	平成21年11月2日(月) 午後1時30分から 午後2時55分まで			
開催場所	墨田区役所17階 区議会第1委員会室			
出席者数	委員14人(青山 侑 村上 順 坂下 修 加納 進 高柳東彦 阿部洋一 小川 昭 末富裕二 須貝利喜夫 中川勝右 七岡 剛 角田哲也 丸山妙子 田中 進) 幹事9人(織田雄二郎(企画経営室長) 岡田 貢(総務部長) 横山信雄(区民活動 推進部長) 中山 誠(企画経営室企画・行政改革担当課長) 岸川紀 子(企画経営室広報広聴担当課長) 小暮真人(総務部総務課長) 酒井敏春(総務部法務課長) 岩瀬 均(区民活動推進部区民活動推進 課長) 有田武雄(区議会事務局次長))			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	3人
議 題	1. 最終のまとめに向けて 2. その他			
配 付 資 料	1 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会委員名簿(平成21年 10月~) 2 「協治(ガバナンス)と条例を考える区民フォーラム」の実施について 3 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめに対 するパブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について 4 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会に関わる最終のまとめ にむけて 5 次回の検討委員会の開催予定について 参考 協治(ガバナンス)と条例を考える区民フォーラム 講演とパネルディスカ ションの概要			
会 議 概 要	1. 議事 ・(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる最終のまとめに向 けて議論を行い、その取りまとめを起草委員会において行い、各委員確認の後、 区長へ答申することとした。 ・次回(第10回)検討委員会について、11月20日(金)18時30分より、開催 することとした。			

 なお、詳細は、別紙「第9回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録」のとおり
所 管 課	区民活動推進部区民活動推進課（内線 3511）

第9回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録

青山会長 皆さん、こんにちは。これから遅れておみえになる委員さんもいらっしゃいますが、時間ですので、第9回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会を開会いたします。本日は保井委員、谷本委員、木内委員、五月女委員、瀧澤委員から欠席の連絡をいただいております。最初に、資料1の名簿をご覧いただきたいと思えます。アサヒビール株式会社の平井総務法務部長が退職をされまして、当検討委員会に新たな委員として角田部長さんをお迎えしましたので、ご紹介いたします。角田さん、一言ごあいさつをお願いいたします。

角田委員 皆さん、初めまして、アサヒビールの角田でございます。平素より大変お世話になっております。前任の平井から引き継いで、この会に出席させていただくようになりました。予習は多少してまいりましたけれども、まだまだ不慣れでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

1. 最終のまとめに向けて

青山会長 よろしく申し上げます。では早速、議事に入ります。前回の会議の際に委員の皆さんからご意見をいただきまして、「中間のまとめ」を取りまとめたわけですが、この間、その「中間のまとめ」をもとにして、資料2、資料3を本日資料として、提出してございますが、区民フォーラムとパブリック・コメントを実施いたしました。本日はそれぞれの結果を受けまして、「最終のまとめ」に向けての議論を行うこととなります。事務局から資料2から資料4までを一括してご説明させていただきたいと思えます。お願いいたします。

岩瀬幹事 それでは、私から資料2から資料4につきましてご説明させていただきます。まず資料2をご覧いただければと思えます。10月18日（日）午後2時から午後4時10分まで、区役所13階131会議室で開かれました「『協治（ガバナンス）と条例を考える区民フォーラム』の実施について」をご説明させていただきたいと思えます。まずは当日ご参加いただきました検討委員の皆さま、本当にありがとうございました。まず、1のこのフォーラムの実施の「目的」は、「中間のまとめ」の取りまとめ段階におきまして、幅広く区民参加・普及啓発の取り組みを行うためでございます。「2. 広報並びに呼びかけ方法」。広報紙「区のお知らせ」、区のホームページに掲載するとともに、5～6ページに掲載させていただいておりますが、カラー刷りのお知らせを作成して、公共施設や窓口などに置かせていただくほか、7月に実施した区民懇談会参加者の皆さまなどに送付させていただいております。「3. 参加者数」は、71名でございます。「4. 実施内容」は、開会に際し、瀧澤委員からこの条例に関する趣旨等のごあいさつをいただいた後、「中間のまとめ」について、事務局からパワーポイントを使用して説明させていただきました。そして第1部において、青山会長から「みんなで創るすみだの未来」と題したテーマで講演をいただいた後、第2部では、青山会長、村上副会長、阿部委員、須貝委員、中川委員、田中委員の6名による「協治（ガバナンス）によるまちづくり」をテーマとしたパネルディスカッションを開催させていただきました。最後に、小川委員より締めのごあいさつをいただきまして、閉会したところでございます。当日の模様を、本日は机上配布にて恐縮でございますけれども、参考資料としてお配りしてございます。当日の青山会長による基調講演とパネルディスカッションにおける、各位の方々のご発言につきまして、参考資料として机の上に置かせていただきましたので、後ほどご一読いただければと思えます。続いて、「5. アンケート結果の概要」でございます。その際にアンケートを配布いたしました。71名の参加のうち27名の方からご回答をいただいております。属性は、男性16名、女性11名。年齢は、今回は前回の「中間のまとめ骨

子案」の時の区民懇談会と比較しますと、40代、50代の方からの回答が多く増えているということです。2ページをお開きいただければと思います。職業がまず属性として書かれております。「Q2. 区民フォーラムをなにでお知りになったか、おしえてください」。多かったのは、知人・友人に誘われたが12名、懇談会のチラシが6名です。「Q3. 本日、区民フォーラムに参加された理由をおしえてください（複数回答アリ）」。多かったのは、「ア. 墨田区が取り組む、協治（ガバナンス）に関心があったから」が20名です。

「Q4. 区が（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討を進めていることについて、以前からご存知でしたか」「ア. 知っていた」が大半で21名というものです。「Q5. このフォーラムの前に、7月に区民懇談会、いわゆる「中間のまとめ骨子案」が実施されたことをご存知でしたか」「ア. 知っていた」が12名、「イ. 参加した」が5名で、おおむねご存知だったことがわかりました。「Q6. 協治（ガバナンス）や（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例について理解できましたか。」「ア. よく理解できた」、「イ. まあまあ理解できた」を合わせて24名ということで、おおむね理解していただいたと思っているところでございます。「Q7. 本日のフォーラムについてお聞かせください」。

「基調講演は参考になりましたか」「パネルディスカッションは参考になりましたか」は「はい」とお答えになった方が大半でした。「Q8. 本日の区民フォーラムの感想など、ご自由に記入ください」。これについては何点かいただきましたので、何点かご紹介させていただきます。「私自身は未だ理解不十分なガバナンス。しかし、自立的な社会作りは理想的である。「お役所でやってもらう」「してくれるだろう」という姿勢から、「こうあって欲しい」「この方が良い」そして、それを「こうしよう」という意識に変わっていくことが大切。」「参加して、ガバナンスがよくわかりました。パネリストの意見が勉強になりました。」「協治（ガバナンス）の考え方や理念については、とてもこれからの社会に大切な考え方が含まれていることははっきりしているので、今後は、協治（ガバナンス）を実現する仕組みや推進する制度的なものが、必要であると考えました。そのため条例だと思うので、一層のPRと条例の定める理念の実現に向けて、積極的に取り組んでいって欲しいと思います。我々公務員も「説明責任を果たす」ことをしっかり行う必要があるなと感じました。」恐らく公務員、役所の職員か、もしくは他の自治体の方で参加になった方だと思います。「7月は最初の参加で理解に戸惑いがありました。その時の知識と時間経過による理解進行もあり、本日のフォーラムの内容はかなり理解できました。」裏面をお開きください。上から三つ目の「・」です。「強制的な条例ではなく、精神的な条例（道徳的、倫理的）?」「時間がなかったので、質問を控えたのでお聞きします。7月の区民懇談会の席でガバナンスという名称が「わかりにくい」「誤解を与える」などの意見が出ました。その意見について、検討委員会の中で名称変更等の検討はなされなかったのでしょうか? 「中間のまとめ」でも約1ページを締める意見への回答をしてほしかったです。概念としての「協治」はわかった気がしますが、具体的な進め方はまだわかりません。もっともっと具体的に解説してほしいです。」「ガバナンスのコンセプトについて、前より少しわかった気がします。区民等一人ひとり、この地域のあり方について情報を共有し、参加し、行動することではないかと考えます。」こういったご意見をいただいております。「9. 区民フォーラムの様相」としては、写真のとおりでございます。10. の写真は、「すみだまつり・こどもまつり」でポスターセッション等をさせていただいている模様です。5ページ、6ページは先ほどご紹介しましたけれども、フォーラムのチラシでございます。

続きまして資料3です。同時並行で実施させていただきました「中間のまとめ」に対するパブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について、ご報告させていただきます。この「中間のまとめ」の内容について広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました。「1. パブリック・コメントの実施概要」ですが、区で決めました「パブリック・コメント手続に係る基準」に則って実施しました。

(2) 意見募集期間は9月18日（金）から10月26日（月）までの約1か月を実施してございます。(3) 意見募集の周知・公表方法は、区のお知らせ（10月1日号）、区ホー

ムページ。閲覧につきましては、区民情報コーナー、区民活動推進課、区ホームページで実施しました。(4) 意見提出方法は、文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出。(6) 意見募集の結果。パブリック・コメント意見者数1名。意見数は7件。パブリック・コメントについては別紙のとおりということで、3 ページ目をお開きいただければと思います。こちらは検討委員会の考え方になっていきますので、私ども事務局のほうで案を考えさせていただきました。特に考え方の部分につきましては、後ほど委員の皆様から、説明が不足とか、趣旨がちょっとというところがあればお話しいただければと思っております。「意見・提案」の一つ目「条例について」。「協治（ガバナンス）の実現を希望し賛成する。」検討委員会の考え方は、「協治（ガバナンス）の推進・実現が図られることを希望しています」ということです。「担い手が果たすべき責任と役割について」、「6月5日の検討委員会に際し、デニス・ガボールを引用され、成熟社会について「経済成長はあきらめても、生活の質の向上をあきらめない」との発言があったが、そのような社会に住む人達にはきっと高いインテリジェンシーが備わっていると思われる。この条例は区職員の意識改革を前提にしなければならないが、受け手の区民住民の側の相応する資質にどれだけ期待が出来るだろうか？「民主主義とは何か？」という質問に答えられる区民住民が墨田区にどれだけいるか。法令等の策定に当たって、その受け手である市民の有様を見据えた検討が必要な時代を迎えているのではないだろうか？スローガンとかアドバルーンとしての条例づくりであれば行政の面子繕いでしかない。条例の受け手である区民住民の資質を委員会で討議する必要がある。」検討委員会の考え方(案)は、「検討委員会では、条例づくりにおける区民参加のプロセスを重視しており、これまで、区民懇談会や区民フォーラムの開催などを通じ、区民の皆さんから多様なご意見を頂く中、区職員の意識改革はもちろんのこと、区民の皆さんの自治意識の高揚・公益活動の重要性などを認識しています。今後も、条例の策定・制定・運用を通して、協治（ガバナンス）の考え方を広く普及啓発するとともに、区における協働の考え方を整理するなど、より多くの区民の皆さんに、協治（ガバナンス）や協働の考え方を十分に理解いただき、積極的にまちづくりの活動や区政に参加いただけるよう、その機会確保に努めていくことが重要であると考えています。」「区議会及び区長その他の執行機関」。「中間のまとめにおいても、議会の役割についての現実的で具体的な記載は認められない。「区議会は区政の重要事項に関する意思決定、政策の立案、執行機関の監視などの権限を持ちます」とある。区民・住民の中でどこに権限があるかをはっきりさせた記述であるが、議会はこのガバナンス条例で、今後、議会がどのようにこの条例にかかわっていくかを考え出していかなければならないだろう。本来、行政と議会こそがパートナーシップを持って区民住民の幸せと安寧な日常を具現化するのではないのか？議会はこのガバナンス条例をどのように考えているのか？どのような役割を果たそうとしているのか？」検討委員会の考え方(案)は、「区議会及び区長その他の執行機関は、区民等に最も身近な政府として、適正かつ公正に自主・自立の区政運営を行う役割を担うとともに、協治（ガバナンス）の担い手として区民等とともにまちづくりを行うこととしています。特に、区議会は、区政の重要事項に関する意思決定、政策の立案、執行機関の監視などの権限を持つだけでなく、区民等の意見を適切に区政に反映するとともに、議会活動について区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めることで、自らも協治（ガバナンス）の推進の一端を担います。なお、協治（ガバナンス）の推進の基本原則である情報の共有、参加、協働については、区長その他の執行機関だけでなく、区議会もその役割を果たしながら、一体となって推進していくものです。」これも、これまでの検討委員会の中での議論を踏まえた回答とさせていただきます。 もう一つ4番目は行政の評価です。5行目からです。「行政運営への評価が重要であり、行政の実施評価を行政自身がするのは大変不自然であるから、自主・自発的に議会が手を上げるべきである。また評価を定期ではなく、議会内に常設し、かつ区民住民の代表も参加する事になれば、まさにガバナンスの本意そのものと言えるだろうし、この事によって議会制民主主義のもとにおけるガバナンス条例の施行となり、法理的な説明は昇華される

ことになる。もし議会が区民住民の後見役となれば、行政と区民住民の間の関係調整の立場となり、区民住民の代表である議会こそがガバナンスを主導することになるだろう。」事務局案は「行政評価は、区が何にいくらのお金を使ったかではなく、施策を実施した結果、区民の皆さんの生活や暮らしがどれくらい良くなったか、成果を重視するものです。ご指摘のとおり、行政内部による評価では、その限界があることから、区では、外部評価委員会を立ち上げ、よりよい行政評価のあり方について検討中であり、今後、外部評価委員会からの意見等とともに行政評価の結果を区議会に報告する予定としています。ご意見の趣旨のとおり、区議会は、政策立案や執行機関を監視するなどの権限を持つことから、これまで以上にその評価にあっても重要な役割を担うものと認識しています。」「協働」、「この条例の最大の欠陥、欠損部分は現場での行政職員と区民、住民、ボランティア等の地位の問題である。区民は行政と同様の権限を持ち得ないので、そもそも形式的には行政と区民、住民は対等である事になるかもしれないが、現実的にはあり得ないことである。骨子案 P20（3）協働の推進（協働）のとおりならば問題はないが、行政施策の実施時に裏付けとなる法令などに精通する行政職員と区民住民が協働する場合、常に職員の指示指導で協働するとなれば行政が主になり区民住民は従となり、行政と区民は対等にならない。行政と対等な区民住民はイエスマンのみがイコールパートナーたりえる。ボランティアとは大変耳障りの良い言葉だが、一皮むけば無責任な人間たちと見る事になり、そんな人間達と対等な関係など考えられないという区職員側からの声が出てきて当然だ。」回答案は、「ご意見のとおり、執行機関が独自にもつ権限の行使を、区民等と役割分担することは困難であると考えられます。しかしながら、協働に適する事業等にあっては、互いの立場や得意分野を生かして、上下主従の関係ではなく、相互に意見を言い合い、役割分担を合意して、同じ目標に向かって協力関係を構築できるものと考えています。今後、この条例を具体的に運用するために、協働に適する分野や区民等と区との役割分担、区民等と区との対等な関係のあり方など、区における協働の考え方を整理する必要があり、区では、それらを定めた「協働推進指針」を作成する予定としています。」6番目の意見です。「法人・事業者との連携について。パートナーとして組みしやすく、ガバナンス上の問題は少ないだろう。適切な利益を見たらうえでの有料サービスは普通に理解される時代になってきており、介護サービスですでに経験済みだと思う。ただし、高額化についてはやはり区民住民の代表である議会が適切な判断を下していくべきだと思う。」回答案は、「ご指摘のとおり、公共サービスの提供に際し、法人・事業者と連携する場合にあって、議会はもとより、その質を確保するためにも適切な公共関与が必要であると考えています。」その他、「最近、近隣区で多文化共生条例の制定が足踏み状態に入った事に注目している。その区の現況が日本の現実的实际であるならば、多言語多文化共生にははっきり赤ランプがついていると言える。多文化共生は世界中でうまくいかない中、果たして日本型の多文化共生において問題はおきないと国は何を根拠に言うのだろうか?」「墨田区内で生活する外国人は、全人口の約4%であり、今後も在住外国人の増加が予想される中、外国人がより身近な存在となっている一方、日本の生活になじめない外国人も数多く存在しています。このような問題を解決するため、本区では、外国人にとっても暮らしやすく、世界の人々と交流できる地域社会をつくるため、区民の皆さんと協働で多文化共生社会の実現をめざして取り組んでいます。こういう回答をさせていただいています。これはあくまでも案でございますので、後でご議論いただければと思います。

「資料4」でございます。これらのパブリック・コメント等のご意見を踏まえたうえで、本日は「最終のまとめに向けて」をご添付させていただいています。前回から変わった部分だけお話しさせていただきたいと思いますが、基本的に本文は変えてございません。「はじめに」の部分が、今回の最終答申に向けてということで文章の後半部分を変えさせていただいています。さらに後ろの資料編の49ページに「(仮称) 墨田区協治(ガバナンス) 推進条例の検討に関わる『中間のまとめ』に対するパブリック・コメント(区民意見・提案)の概要」を付け加えさせていただいています。長くなりまして大変恐縮

でございますが、説明は以上でございます。

青山会長 ありがとうございます。今日、この委員会としては実質的な審議は予定通りいけば、最後になります。次回は予定通りいけば答申ということになりますので、今日はそういうタイムスケジュールのうえに立ってのご議論ということになると思いますけれども、このパブリック・コメントに対する委員会の考え方の回答内容および答申案「最終のまとめに向けて」それぞれについて、ご意見があればお出しいただきたいと思えます。なお、このパブリック・コメントに対する回答と「最終のまとめに向けて」の内容表現等は相互に関連しておりますので、一括してご意見等をいただければと思えますのでよろしくお願いいたします。

阿部委員 今のパブリック・コメントが1名の方の意見ということで、内容は答申案にかかわっているわけですが、これに対する回答は、質問された方に対して個人的にこの委員会として返事をするということですか。

青山会長 パブリック・コメントの回答は公表するわけですね。その点について事務局から説明してください。

岩瀬幹事 個人的にということではなくて、この回答につきましては、当然、この検討委員会の資料として、ホームページ等で公表して、その方のみには回答するのではなくて、ご覧になりたい方すべての方に公開されることとなります。

七岡委員 No. 5の「協働」についての回答の中に「協働推進指針」というものがあります。協働に適する分野や区民等と区との役割分担、区民等と区との対等な関係のあり方だろうと思えますけれども、具体的に言うとうどういうかたちで、いつ決めようとされているのでしょうか。将来的にもこの条例の中で、協働のとうどういうかたちを具現化させるかが非常に大事なことだと私は思えます。この5番のコメントは私が話していたことと似ているので、とうどういうことをおっしゃってくれる方がいるとうどううのは私だけではなくて、妄想ではないと思ったわけですが、実際問題として協働に適する分野や区民等と区との役割分担、区民等と区との対等な関係のあり方について、この検討委員会の中ではそんなに議論はなされなかつたような気もしますが、一番重要なところなので、その辺のことはとうどういうかたちになるのかお聞きしたいと思えます。

岩瀬幹事 私どものほうで考えていますのは、詳しくは今回の「最終のまとめに向けて」の29ページの「協働の推進」について書かれている部分です。情報の共有、参加、そして協働が今回の条例の3原則に当たるものですが、さらにこの3原則の部分については、特に区として区民の皆さまとその他それぞれの主体の方々とうどううのお約束の部分とうどううか、一緒に協働していくうえで、当然とうどううやり方でやっていきたいとうどううガイドラインが指針の部分になろうかと思っています。この条例に盛り込むべき項目と内容の部分か、今回、最終答申を受けました後、条文化されていき、条例の規定を受ける部分かと思えます。特にここで言いますと、「協働の環境整備」のところですか。例えば「区は、人材の育成、情報の収集及び提供、活動の機会や場所の提供、区民等コミュニティ相互の連携促進、活動に必要な資金助成、その他の施策により、区民等及びコミュニティによるまちづくりの活動を支援します」と書かれています。したがってこれを担保するとうどううな、そして区民の皆様とうどうういろういろうな主体の方々とうどうう協働するに当たって、当然、パートナーシップの考え方からさまざまな協定的なもの、契約行為的なものまで結んでいかなければならないと考えています。とうどうういうところを詳しく書くとうどううな指針を作成するとうどうういうに事務局では考えております。

七岡委員 今回の回答というか、環境整備のなかの区は、人材育成うんぬんの話はガバナンスのなかでももちろん大事なことです、これまで特別、区がやっていなかったことではないと思います。ガバナンスの特徴としてももう少し将来につながるような施策とか何か盛り込めないものでしょうか。

青山会長 指針を定める場合、指針の中、指針の内容としてということですね。

岩瀬幹事 七岡委員のご提案を受けまして、そういうものを具体的な部分まで含めたかたちで指針に盛り込めるものは盛り込んでいきたいと思います。

須貝委員 指針という大きなガイドラインになりますので、これは区主体で決めていくのではなくて、この指針自体を区民と一緒に作り上げていくという考え方のほうが、私たちの目指す方向ではないかと思えます。

村上副会長 同じ回答になるかと思えますけれども、協働に適する分野、一般的には福祉とか環境、まちづくりといったことがテーマとなるのではないかと思います、問題なのは協働のなかで行政が関与してくる場合、その基準の設定はある程度考えられるし、その基準通りにやってもらいたいとなると、ボランティアに参加する人たちからすると腰が引けるわけです。かといってルーズでも困るといったようなことで、分野ごとのガイドライン、基準を設定すべきでしょうけれども、その基準の適用の弾力性も確保する必要があるのではないかということで、この段階では一般論としてそうしたものとどまるのではないかと思えます。また、最初から立派な結果になるのは難しいわけで、試行錯誤しながらお互いに不信感を持たず、信頼感を持って取り組むことになろうかと思えます。

須貝委員 パブコメで意見を述べている方の2つの趣旨は、住民区民の資質がどこまで引き上げられるのかということが心配ごとだと思います。そもそも住民区民の資質は見方によってはまったく逆ではないか。すごく資質があるのに、そういう場面やチャンスがなかったり、推進条例がなかったり。しかし、そのような場ができることで、いろいろな力がもっと発揮できる。相乗効果で資質が高まるということになると思えます。それからある面、行政のプロと一体的になったとしても、それぞれの持ち分というか、法務のことは行政の方が得意とか、違う意見を持っている者同士が一緒になることもガバナンスであるわけです。そういう意味では同じスタートに立たなければいけないガバナンスではないような気がしますので、その辺も回答のどこかに入れてもらえればと思います。

阿部委員 私もいま須貝さんがおっしゃったことと同じ意見になるのですが、私が携わっているところでは、区民活動は区の職員と対等ではなくて、むしろ区民のほうが先走りすぎて、行政のほうからブレーキが掛かるくらい一生懸命なのです。むしろこの条例ができることによって、我々の意見が抑えられるのではないかと思うぐらい、内容は対等であると思っています。このパブリック・コメントに寄せられた区民の方の資質に疑問符が付くという言い方は、須貝委員と同じようにまったくそんなことはないと思います。区民の資質という点では問題ないので、あとは行政がどのくらい我々に協力してくれるのか、どの程度手助けしてくれるのかが多くの方々の意見です。この間、いわゆる区民活動を25年ぐらいやっていますけれども、この25年間、行政をどうやったら引っ張り込めるかというかたちでやってきていると思います。この間のフォーラムにも、区内のボランティア活動をなさっている方たちが大勢いましたけれども、そういう意識の高い方たちが多く、その点ではほとんど問題はないのではないかと思います。回答の中で、これは区の職員の方に回答を全部書かせるのは、ある意味で我々委員

会の怠慢だろうと思っています。今回、この意見について、これでいいとか悪いということではなくて、自分だったらこう書くという意見を、我々はもっともつとつとすべきではないかと思っています。この中で「区民の皆さん」という言い方が一つありました。ここはととてもいいと思います。変なことですが、たとえば総理大臣だって、「国民」と言うだけで、「国民の皆さん」とあまり言わない。我々は「区民の皆さん」という言い方をすることが大事ではないかと思っています。とかく行政側は住民側から見て、向こうは偉そうで、おれたちは低く見られているのではないかというニュアンスの一つにその言い方もあるのではないか。「区民の皆さん」という言い方をぜひこれからもお互いに心していくことが必要ではないかと思っています。今のパブリック・コメントでいいますと、5番目の地位の問題でかなり辛口の意見が出ています。イエスマンだけならパートナーになり得るというのも一方的な見方すぎるかなと思っています。その点では、できるなら反論できる部分は反論というかたちで回答することもあっていいかなと思います。

末富委員 全体を通してパブリック・コメントの回答の書きぶりですが、それでも、「区民の意見・提案趣旨」と書いてあって、隣に「検討委員会の考え方」となっていますけれども、検討委員会としての立場で答えているのか区として答えているのか、主語が何になるのかがはっきりしないところもあるように思います。例えば3番目、「意見・提案」がずっと書いてありますけれども、要約すると一番下の3行ぐらいの「議会はこのガバナンス条例をどのように考えているのか？」という質問だと思いますが、そうすると逆にわれわれは答えられないわけです。坂下先生をはじめ議会の先生が入っていらっしゃるので、今日ここで合意すればそれも含めてよしとするという考え方もありますけれども、そこをちゃんと答えるとしたら、「今後これは検討委員会による提言なので、これをもとに上程されたものが議会で審議される過程で明らかになると思われまます」といった表現にしたほうがいいのではないかという感じもします。先生も含めてその辺、もしご意見がございましたらお願いいたします。

坂下委員 今お話しいただいたとおりだと思います。これはあくまで答申でございますので、その答申をいただいたなかで、区が条例化を提案してまいりますけれども、その段階で議会としては、初めてきちんとした審議をすることに当然なるわけです。この「中間のまとめ」等も議会のほうには配られておりますが、それをもとに、また正式に条例案が出された段階で議会としては審議をするということになると思います。直接的には、ガバナンス条例に関しては議会としては何も審議もしていないのですが、この「中間のまとめ」が各議員に提出されました。その際若干、意見がありましたので、ここで検討をお願いしたいということで発言いたします。まず、「ガバナンスの担い手が果たすべき責任と役割」の16ページの「区民等の権利」の区政に関する情報を知る権利の説明の後で、次に「区民等は、区の政策・施策、事業の企画、立案、実施、評価の各過程において、区政に参加することができます。この権利は地方自治法には定めておらず」というくぐりがあります。今まで区民、地方自治で言う「住民」の皆さんは区議会議員を選ぶ等、そういうかたちのなかで区政に参画する。これを読みますと、そういう議会制民主主義のなかで区政に住民は参加していたわけですが、「定められておらず」とここだけ読むと、まったく区政には何ら参画していなかったのかということになるという意見で、それは議会制民主主義を根底から否定しているという意見が出ました。また、具体的内容としては、特に「住民」については15ページに定めたように、住民自治の拡充をやっているわけで、区の中で働き、学び活動する人も対象とするということで、考え方はいいのかなと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、「地方自治法に定められておらず」という文面は誤解を招くという意見が議会のなかでございましたので、取りまとめの段階ではご配慮をよろしくお願いいたします。

青山会長 今までに出た意見について、いくつか整理しておきたいと思います。まず一番整理しやすいのはパブリック・コメントの検討委員会の考え方です。これは指摘された点以外にも5ページの7番に対する回答で、「本区ではうんぬん」は検討委員会の回答らしくないとか、その種のところが散見されます。これはいまいちいち確認しなくても、全体として整理する。区の見解を述べるのではなくて、検討委員会がパブリック・コメントで回答するというトーンでもう1回、点検し直すということによろしゅうございませうか。

委員一同 はい。

青山会長 2点目として「協働推進指針」についてです。パブリック・コメントの回答だけの問題ではなくて、30ページの「協働推進指針」の表現に影響いたしました。これをどうするかというと、パブリック・コメントが「協働の考え方を整理する必要がある、区ではそれらを定めた『協働推進指針』を作成する」と言っています。そうすると区の行政当局がこの指針を作るというふうにとられてしまいます。ただ30ページの表現は必ずしも定め方は言っていなかったのに、これをパブリック・コメントの回答で「区が定める」と言い切ってしまったかたちになっているので、これは全体としていま出たような意見の考え方で修正する必要があるのではないかと思います。そうするとどうするかというと、パブリック・コメントの回答のほうは、区における協働の考え方だけではないので、考え方や進め方を整理する必要がある、「区では」を取るという案が一つあり得ると思います。それから、パブリック・コメントの回答を「区における協働の考え方や進め方を整理する必要がある、これについては『協働推進指針』を作成する予定としています」というふうに柔らかい表現にするという手があります。それでいいかどうか、ご意見を聞かせてください。問題は30ページの一番最初の「・」です。須貝委員の方から「協働推進指針」を決めるのも区が行政レベルで決めるのではなくて、広く区民の意見を聞きながら決めるべきだというご意見でした。それに皆さんが賛同なさるのであれば、ここに「広く区民の意見を聞きながら、協働の理念や意義、基本的な進め方を定めた「協働推進指針」の作成が考えられます」というような表現に改めるという手があります。今の議論の流れから言うとそういうことになりますけれども、そういうことによろしいか、それとも、もっといい考えがあるかどうかということについてご意見を伺いたいと思います。それから16ページ。これはどうですか、専門家。「この権利は地方自治法には定められておらず」というのは言い過ぎではないかというご意見があったと思いますけれども。

村上副会長 これはこれで正しいと思います。というのも、現在の地方自治法は「最終のまとめに向けて」の6ページを見ますと「しかし、地方自治法などの現行制度では、自治体の組織及び運営に関する事項など団体自治に関する規定が中心であり」と書いてあります。これはまさにその通りで、地方自治法は国の地方行政手段法という性格を持っています。しかし他方で重複になっているもの、地方自治なので、直接請求とか住民訴訟制度とか、住民自治的な権限規定もあります。先ほどの16ページに戻りますけれども、そういう意味で「この権利は地方自治法に定められておらず」というのは、区の政策・施策うんぬんは住民自治として自治体の条例としてやるものであるという意味合いで書いたものです。表現がちょっとわかりにくいかもしれませんが、現在の地方自治法は国の地方行政手段法、かつて機関委任事務制度があり、先に分権改革が行われましたけれども、財税源の問題が残っていると、なお国は地方自治支配についてなかなか手放さないという感じがしてしまう。これは次の地方自治法の改正で住民自治的なものを充実させていけばいいのでしょうかけれども、これは住民自治体が自ら条例等でこういう政策に関与するいろいろな権限を定めていく。現に情報公開条例、個人情報保護条例、環境アセスメント条例、環境基本条例といったものなど、国がやっていな

いで自治体が先取りする。とりわけ情報公開の請求権は画期的なものです。情報公開請求権などはもともと地方自治法では定められていなかったものです。それも自治体が情報公開条例を作った後で、国が情報公開法とか、後になって作っていったものですから、ここはこの表現で、わかりにくいところがあったかもしれませんが、基本的にはそういうものとして地方自治法がなおあるということになるわけです。もう一つ、パブリック・コメントの方からの内容です。議会と首長部局とを切り分けていない印象があります。これは私が誤解しているかもしれませんが、今度のガバナンス条例を転機に行政部門と住民との関係でとらえているのではないかと思います。自治基本条例も基本的にはこれまでの行政と住民との関係になっているわけですが、最近では議会基本条例といったもので、議会は議会のほうで対住民との関係の条例が作られているところもありますし、これから増えていくのではないかと思いますけれども、そこがちょっとあいまいなために、その辺の切り分けができていないのではないかと思います。

青山会長 今の「地方自治法に定められておらず」といったところですが、「区民等は、区の政策、施策、事業の企画立案、実施、評価の各過程において、区政に参加することができます。この権利は、地方自治法には定められておらず」と言ってしまうと、地方自治法にはその種の参加規定がまったくないと読み取れるので、この表現はやめて、「地方自治法には定められておらず」をそっくり取ってしまったほうが、誤解が生じないのではないかと思いますけれども。

村上副会長 地方自治法に住民の権利規定がないと、結局、自治体では何もできないのかという誤解を招きかねない可能性があるかもしれません。

坂下委員 ただ、区議会でいろいろ議論がありまして。

青山会長 皆さんに異議がなければ「この権利は、区が新たに保障すべき区民等の権利として」というような表現として、それと関連してですが、先日の日曜日にやった区民フォーラムのときの参考資料の1ページ目の一番下を見てほしいと思います。ガバナンス条例と議会制民主主義との関係が、私ははっきり言って誤解されていると思います。何故かという、たとえば「コーポレート・ガバナンス」は会社に勤務している方はどなたでも使っている言葉ですけれども、その場合、決定と執行の分離が一つの要素です。ですから、執行役員制度あるいは委員会制度を作って、会社の世界では取締役会と執行役員とを分離するというをやってきたと思います。それと同様な意味で、議会制民主主義を取っている体制のもとでは、協治（ガバナンス）と言っても、議会制民主主義が基本なわけで、当たり前だと思って言わなかったわけですが、誤解が一部にあったので、それをはっきり言ったほうがいいと思って、このフォーラムでは最初に私は申し上げたわけです。その点について、このフォーラムの限りではまったく異論はなかったと思います。この答申でも中身をめぐっていくとそれらについて、例えば21ページ一番最初の「区議会の責務」とかちゃんと書いてあり、その上で27ページ以下の「区政への参加の保障」というかたちになっています。そういう意味では、2ページのガバナンスの3本柱の情報の共有と参加と協働のなかに、議会制民主主義が前提であるということをはっきり言ったほうが誤解が生じないのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

高柳委員 私も今の問題は後で発言しようかと思っていたのですが、先日の区の決算特別委員会のなかでも、主権在民との関係で、区政運営の基本にガバナンスという考え方を据える。その場合、区民と区がイコールパートナーとしてあり得るのかどうかという議論もありました。私は主権在民とか地方自治の本旨をもとにしてガバナンスという考え方が組み立てられているのだろうという理解でいますから、今までその部分をあまり

強調してこなかったわけです。もう一つは、自治基本条例ではなく、あくまでもガバナンスに特化した条例という当初の位置づけもあったので、この間、私も気にはなっていたのですが、特に強調してはこなかったわけです。いま青山会長が言われたように、先ほど私もこれを読んで、冒頭の部分で、この協治（ガバナンス）推進条例は自治体の議会制民主主義を前提としてうんぬんかんぬんと、今指摘された部分の考え方をどこかに盛り込んだほうが、よりこの問題意識が鮮明になってすっきりと理解しやすいのではないかという気がしたので、できればその辺の検討を私としてもお願いしていきたくと思います。

それから先ほどの議会の問題で、先の第3回定例会で「中間のまとめ」が所管の常任委員会で報告されて、やっと最近、議会で本格的な議論が開始されたところだと思います。いま指摘のあった、例えば議会基本条例も墨田区議会としては特に作ろうという方向でまとまっているわけでもありませんから、それは今後の議論になっていくわけです。そういう点では新たな見地で議会としても大いに議論を深めていくようなニュアンスの回答のほうがいいのではないかという気がしました。先ほどの主権在民との関係でそのときの決算特別委員会でも議論になったのが、「区民等」という仕切りの問題で、あくまでも主権者である、自然人である「住民」とその他をひとまとめにしてしまうのはいかなものかという議論もあるわけです。この間の中間答申のなかでは、条文のなかには書いていないけれども、考え方の中には、「区民」を中心として事業所とかNPOといった考え方になっているので、その辺ももっとわかりやすく整理できたらいいのではないかという気がしました。それから前回、私が問題提起というか、提案させていただいた公的責任の確保、担保の問題です。私は条例だからなるべく条例案を本文に盛り込んでほしいという気がしているのですが、今回のまとめを見ると、考え方の中に「公共サービスの担い手として自らの責任を果たす」という文言が入れられたのかなということで認識しましたがけれども、その辺の問題意識を持っていることについてはこの場でも話ししておきたいと思います。

村上副会長 私にやや誤解があったみたいですがけれども、もちろん区議会は基本的にはガバナンスのほうにいる。しかし、ここから区議会がまったく別だということも変なものですから、ここに重複するというか、カバーする部分があるかと思うわけです。そういう意味で、私はどちらかという行政側のほうで認識しており、地方自治法や行政法を専門とする人はどちらかという執行機関のほうで、憲法学者はどちらかという地方自治の議会のほうを論じたり、そういった分業体制がありまして、先ほど私が発言した内容で若干誤解を招いたようであれば、撤回させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そこで、前から気になっている部分では「請願」について、22ページです。これは地方六団体の資料4で、憲法に規定されている請願権のネーミングは簡単には変えられないと思います。ガバナンス条例のほうでは26ページでいえば「区政への参加」ということで、提案、提言。提案と提言でどう違うかということもありますけれども、実質、「請願」をここでは「提案」「提言」ということで表現されているわけです。この場合、議会は「請願」と受け止めるのか。住民のほうからはこれは「提言」あるいは「提案」だと言われたときに、議会でこれを「請願」と受け止めると、「お願い」という表現がガバナンス自体に合わないのではないかという思いがあります。これはネーミングを考えていただきたいと思っております。例えば住民のほうから単に願う「請願」「陳情」は苦情、泣き言という表現なわけで、これからは「提案」、提案よりも一歩進んだものが「提言」で、こういうふうにすべきだというアイデアだけではなくて、住民の皆さんが解決方法、回答方法まで、これからは考えていくわけです。この場合は私の勝手な意見ですが、「政策提案権」を縮めて、耳障りでしょうけれども「政提権」とか、「政策を提出する権利」について、何かネーミングを考えていただきたいと思っています。ついでにもう一つ、20ページの「区職員は」のところ「意識変革」と書いていますけれども、21ペー

ジの「区職員は」のところでは「意識改革」となっています。改革と変革は違うのではないか。改革は機能合理的なものに対して、意識変革はもっと本格的なもので、これはどちらなのか、整理していただければと思います。

青山会長 「政策提案権」について、東京都は国に対する要望書を毎年まとめて出しますが、ある時点で「提案要求」としています。これは国と都道府県との関係についてお願いするのではなくて要求だろうということで「提案要求」と書いて、何の抵抗もなかったですね。それから、「責任」という先ほどの話も多少誤解されている面があって、それは「自己責任」だなんて言う人がいるからおかしくなるので、「自己責任」というのは、私は日本語ではないと思っています。「責任」というのは、本来他人に対する務めを果たすことです。そこに「自己」が入ると何を言っているのかわからなくなります。それはむしろ、リスクをきちんと自分で判断してしっかりやるという意味で「自己責任」という表現をしているのでしょうけれども、あまり正確な日本語ではないと思います。ただ、責任論については、いつかこの会議で申し上げたかもしれませんが、歴史、時代によって変わってきて、最初は近代の民主主義社会における「責任ある市民像」ということで、全体のなかでの自分の位置をきちんとわきまえて、要求すべきことは要求することを想定して、それが「責任ある市民像」だったわけです。それが今日ではまさにガバナンスで、自分でやれることは社会のために何かやっていただくという意味合いが込められた市民責任論のほうが傾向として多くなっています。そういう意味ではオバマ大統領が1月の就任演説で言った「市民の責任論」はまさに時代が要求している、社会が要求しているからということで「市民の責任論」を言ったのだと思います。結構大事なところだと思います。

村上副会長 話を戻してしましますが、先ほどの議会とガバナンスの関係で比喩的に言うと、議会と首長側の関係がこれからはがっぷり四つという感じになるのでしょうか。

坂下委員 議会に対して、これまで提案をいろいろ皆様からいただきましたけれども、今までそういったシステムがありませんので、これからそういうことが求められていくかたちになれば、議会として協治（ガバナンス）にどう対応していくのか、また改めて議会内で検討させていただきたいと思います。ここでは私たちは代表の一部ですので、改めて議会に関する問題についてはそういうことで対応させていただければと思います。

須貝委員 ぜんぜん違う話なのですが、条例のなかに盛り込んでもらえないかというアイデアです。墨田区でも「防災の日」とかいくつかの何とかの日が成立しています。区民によっては何でもかんでも何とかの日を作ればいいというものではないという話もあれば、その時期に来れば自覚したり、自分たちはどうなんだろうと振り返ることも絶対ありますので、「ガバナンスの日」も検討していただいて、議会が条例を採択した日をその日にしてもらえば丸く収まるのではないかと思います。ご検討ください。

阿部委員 いきなり反論するのも変なのですが、私は何とかの日というのは賛成派の1人ですが、ガバナンス条例の議決日が「ガバナンスの日」になるとすれば、もう少し区民に浸透してというか、実績があがった日まで待ってやらないと、逆に睨まれてしまうような気がするので、拙速にはしないようにお願いします。

中川委員 今の話の続きですけれども、我々は今まで何かものを作ったりすると、特に条例とか法律だと往々にして作りっぱなしになります。我々もこの条例を作るについては初めてなものですから、当然、こういう時代の激しい変革のときになれば、いま我々が考えているものと何年か先では、実際に条例となって恐らく温度差だけではなくて、ずれとかそういうものが出てくると私は確信しています。ですからそのときに我々が答

申するに当たって、今ですと5年は遅いですから3年後にもう一度考え直すとか、今のお話とまったく同じです。「ガバナンスの日」を作ってもいいのですが、果たしてそれが3年後、5年後、どうなっているか。今まで、作ることが我々の権利だったわけですが、作ったままのものがあまりにも多すぎます。墨田区の場合、このガバナンス条例を制定するに当たっては、どういう言葉が適切かわかりませんが、「見直す」とか「見つめ直す」とか、そういうことも含めて、ぜひ文言として見直し規定を入れていただきたいというのが私の希望でもあります。そうならないとあまりにも高邁であったり、あまりにも平易であったりすれば、それには当然手を加えなければいけないし、また我々ここに出席している委員としてはそのままというわけには到底いかないの、先ほどの責務、責任ですが、我々は当然それを負わなければいけない一員ですから、その辺を踏まえてぜひ文言として入れていただきたいと思います。

加納委員 今の中川委員の意見に大賛成です。生きた条例にするためには進化させなければいけないわけです。他の自治体でも見直し規定を入れて、3年とか5年に見直す。その見直しの過程で委員会とか区民の声を入れていくというのは当たり前前の時代だと思いますので、これはぜひ検討をお願いしたいと思います。先ほどの話にちょっと戻りますが、参加の部分で、最終的に協働を推進していくためには情報の開示、共有と区政への参加が前提になるかと思えます。ただ、現在の行政の情報の開示の手法が適切かという部分の議論はこれからになるでしょうし、区政への参加の面も先ほどの話で、企画、立案、実施、評価の各過程において今でも参加することはできるということにはなっていますけれども、実際にどんな手法があるかというところでは多くの方はあまりご存知ない。ワークショップ、パブリック・コメントもそうですけれども、地域プラザの検討にあってはパブリック・インボルブメントというか、企画、立案から大勢の区民の方に入っているわけですね。パブリック・インボルブメントみたいな手続きを取ると、調整、調整で行政がものすごく大変な思いをするけれども、結果としてその果実は大きい。そのような事例も過去にも現在にもあるわけですから、参加について、計画、あるいは施策の立案だったらどのような手法を取るとか、仕組みづくりはこの条例ができてからになると思えますけれども、必要になってくるのではないかと感じます。どういう計画にどういう区民参加をやっておかなければいけないか。内部では一定の基準があるのかもしれないけれども、どのような参加の仕方があるのか、多くの区民は今のところあまり知らないと思います。

小川委員 いただいた資料3の3ページの2番に、区民の資質の向上ということがいわれているのですが、今日のお話を聞いていても、地方自治法が出てきたり、他にもいろいろ出てきて、2、3冊の専門書を持って歩かないと、この答申をもらっても理解できないのではないかと感じます。前にも言ったかもしれませんが、もう少し説明を付けるなり、今後、解説書をつくってもらえたらと思います。たぶんこれを1冊、ぼんとももらっても、答申がでて、条例が出来たときでも、区民の資質を求められているけれども、そこまで行かないのではないかと。できたら、プロである行政マンの方と、区民と一緒に勉強会を続けるとか、そういう形にして、地域住民というか、区民の資質を上げていくことも必要になってくるのではないかと感じます。

それから、もう1点。これはどういう形で捉えたらいいのかわからないのですが、5番のところに「行政と対等な区民住民はイエスマン」、「ボランティアは一皮むけば無責任な人間達だ。こんな人間達と集まって対等な関係ができるわけがないだろうと、区職員側からの声が出て当然だ」とあります。少なくとも私たち地域活動をやっている人間は、20年、30年、ただのほほんとしていたわけではなくて、それなりの技術を磨こうと日々研さんをしてずっとやってきているわけです。それをこんなふうに言われてしまうと、地域活動をやる人がいなくなってしまうのではないかと感じます。確かに、今回の委員会からの答えとして「得意分野を生かして、上下主従の関係はない」とは言っ

いますけれども、「一皮むけば無責任な人間達」と断じられているのに、私はボランティアサークル連絡会会長として、この回答は仲間に見せられないです。自分たちボランティアの評価は地域からするとこんなものなのか。ですから、この回答の文章をもう少し直していただきたい。それこそ地域活動はそういうものではない。自分たちは、特に障害者との付き合いが多いのですが、先ほど「市民の責任」という話がでていましたが、利用者の方に絶対迷惑をかけない、約束は守る、技術のスキルをアップしようというかたちでやってきているので、その辺について、もう少し理解してもらえるような文章に変えてもらえればと思います。

青山会長 承知しました。

阿部委員 いま小川委員のおっしゃった、直接ボランティア活動や住民活動に参加する者は、この第5番目の言われ方はこのまま言われればなしで終わりにしたくない。先ほど私が申し上げた、パブリック・コメントに反論すべきはしっかり反論してほしいというのは、まさにこういうことです。それから、小川委員が言われた区民の資質向上のために勉強会を開くというのはまさにその通りですが、私は勉強して資質を上げた人間だけが参加できるという形にはむしろして欲しくない。誰でも参加できるという点では、例えばある程度の学校を出ていなければいけないとか、研修を受けた者ではなくて、ただのおじさん、おばさん、例えば、夏の日、夕方になれば縁側へ出てきて缶ビールを飲んでいるような、普通のおじさんでも意見が言えるというような区の条例であったほうがいいのではないかとむしろ思っています。もちろん勉強するなという意味ではまったくありません。区民としてガバナンスについて勉強しろとか、そういったことが条例化されてしまうと、「そんなの、おれ、いやだよ」ということでむしろ逃げられてしまうので、勉強することはもちろん大事ですし、そのことの推進指針を作ることも大事だけれども、あまりそういったことは、条文化しないほうがいい部分ではないかと思っています。小川委員が関係しているボランティアグループ、私の関係しているグループみんなそれぞれ一生懸命、地域をよくしようと勉強していることは間違いのないわけで、5年前、10年前に比べればお互いにお利口になった。お利口になったというのはちょっと悪い意味も含めてですけれども、お利口になったという意味は、行政におもねるといふか、行政を引き込むのにこういう手もあるということが変に上手になってしまっているという意味です。そういうことのためではなくて、もっともっと庶民的な立場で意見が言える、協働するということが、この協治（ガバナンス）の条例の中に含まれている趣旨であり、開かれたということは、むしろそういうことではないかと思っています。

青山会長 ありがとうございます。よければまとめたいと思いますけれども、いかがですか。

委員一同 はい。

青山会長 いろいろな意見が出ました。まず、協働推進指針のところは答申の表現を改めます。それから、地方自治法のところも同様です。議会制民主主義も表現は工夫しますけれども、その考え方を盛り込みます。見直し規定は賛同者が多かったと思いますし、このこととガバナンスとは何かということについての理解がまだ足りないことも確かですので、その共通理解を深めていく。見直し規定の問題とガバナンスについての考え方の共通理解を深めていくことを一括して、答申のなかで表現したいと思います。

ボランティアの問題については、日本のボランティア活動全体のレベルも質的に強くなってきていて、日本の社会の中で欠かせない存在になってきています。そういった評価などもパブリック・コメントの回答に入れていくことをしたいと思います。それから政策提案権など表現の問題も出ました。これらの諸々について、皆さんの考え方は今ま

でも議論してきているのでだいたいわかると思いますので、もう1回委員会を開くというよりも、起草委員会の中で皆さんの意見を斟酌させていただいて答申に盛り込むことにさせていただく。もちろんそのまとめたものは再度、委員の皆さんに送付して、異論があれば何うことにいたしますけれども、それでまとめさせていただく。さらに「てにをは」的な表現の問題については、会長と事務局にご一任いただく。基本的な議論になった論点についての整理は起草委員の中で議論させていただいて、修正案を作って、皆さんに送らせていただく。そういったことで、次回は答申ということにさせていただきたいと思います。また、パブリック・コメントの方も全体の表現を出たような意見によって修正していく、あるいは追加していきたいと思います。これも答申案と同様の扱いにさせていただくということで、ここで提案させていただきたいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

委員一同 異議なし。

2. その他

青山会長 ありがとうございます。では、そういったことで取りまとめをさせていただきたいと思います。では次回の日程について事務局のほうからお願いします。

岩瀬幹事 私のほうからご説明させていただきます。いま席上に配布させていただきました資料5でございます。次回の本委員会の開催予定を記載させていただきましたけれども、第10回は平成21年11月20日金曜日、大変遅い時間で申し訳ございませんが、午後6時30分から、会議の内容は「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討について」、答申をお願いしたいと思います。当日は区長の出席のもと、開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

青山会長 では、これで終わります。どうもありがとうございました。

以上